

行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第三項において準用する同法第七十九条の規定によって、広島県行政不服審査会の令和三年度答申第四号の内容について、別紙のとおり公表する。

令和五年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

諮問庁：広島県知事（社会援護課）

諮問日：令和2年7月8日

（令和2年度諮問第4号）

答申日：令和4年3月23日

（令和3年度答申第4号）

答申内容

第1 広島県行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

平成30年3月2日付けで審査請求人から提起のあった、A市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁（広島県知事〔社会援護課〕）の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和元年10月17日付け審理第110号で審査庁に提出された審理員意見書（以下「審理員意見書」という。）2(1)に記載のとおりである。

2 審査庁の主張の要旨

令和2年7月8日付け諮問説明書

(1) 審査庁の考え

本件審査請求を棄却すべきと考える。

(2) 考え方の理由

ア 認定事実

審理員意見書3(1)に記載のとおりである。

イ 判断

審理員意見書3(2)イに記載のとおりである。

ウ 結論

前記ア及びイのとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきと考える。

(3) 令和3年9月24日付けの審査会の調査権限事項（令和2年度諮問第4号）に対する回答書

ア 処分庁が、平成29年12月18日に審査請求人及び審査請求人の長男（以下「長男」という。）に対し交付した、平成29年12月15日付け指導指示書（以下「本件指導指示書」という。）による指導指示（以下「本件指導指示」という。）の1(1)アの

「毎月2回以上、公共職業安定所の職業相談を受けること。」の毎月2回以上とは、平成29年12月18日から平成30年1月19日までの間に2回以上ということか、又は平成29年12月と平成30年1月の各月で2回以上ということであるかについて照会し、次の回答を受けた。

処分庁は、平成31年1月10日付けで審理員に提出した弁明書（以下「弁明書」という。）において、本件指導指示は、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成18年課長通知」という。）中、「Ⅱ 指導指示から保護の廃止に至るまでの対応」に従って手続を行ったとしている。

平成18年課長通知Ⅱ1(2)イにおいては、「文書による指導指示は、指導指示書により、指導指示を行う理由、内容、対象者等を分かりやすく、具体的に記載する。また、必要に応じて、過去の指示状況を勘案しつつ、個別ケースに即して適切な履行期限を定める。」とされている。

これを本件指導指示についてみると、履行期限は平成30年1月19日とされており、本件指導指示からこの履行期限が到来するまでの間、本件指導指示の履行の努力（改善）を求めているものであることから、対象とされた期間は、平成29年12月18日から平成30年1月19日までの間に2回以上ということとなる。

なお、本件指導指示に関する処分庁のケース記録票においては、平成29年12月18日に処分庁に来所した審査請求人と長男の世帯に対し、S Vが係員に同席して、本件指導指示書を手交し、受領のサインをもらった旨しか記載されていないが、令和3年9月29日に、審査庁が処分庁に電話で確認したところ、処分庁における対象期間の認識としては、上記判断のとおりとの回答であった。

また、本件指導指示の対象者である長男は、履行期限とされた平成30年1月19日に、求職活動状況・収入申告書（1月分）を処分庁に提出していることから、対象期間についての認識は、処分庁と同じであったものと解される。

イ 処分庁は、弁明書等において、本件指導指示の内容が履行可能なものであると主張しているが、本件の指導指示事項が、「客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合」に当たらず、履行可能であるとする理由と、併せて、本件指導指示の履行期間は年末年始を含んだ期間であることから、公共職業安定所の閉庁日等の影響を受けることも考えられるので、年末年始を含む履行期間であっても本件指導指示の内容が履行可能なものと主張する理由について照会し、次の回答を受けた。

(ア) 本件指導指示書1(1)アについて

対象者である長男の住所地を所管するB公共職業安定所（以下「B職安」という。）は、C市Dに所在し、平日8時30分から17時15分まで開庁しており、この時間中に同所に出向いて受付で職業相談を申し出れば、原則、申出順によ

り対応されることから、長男が職業安定所に出向きさえすれば相談を受けることができるものと考えられる。

このため、B職安に出向くこと等の困難性を長男についてみると、長男は本件指導指示以前にもこの職業相談を複数回利用し、職業（事業所）紹介を受けた経験もあるなど、B職安の所在地、交通アクセス及び利用方法等は了知しており、また、解体業者で業務に従事できている状況から腰痛により移動困難な状態にあるとも認められないことから、長男がB職安に出向いて職業相談を利用することについて、支障はうかがわれないものである。

また、他の要素についてみると、平成29年9月30日から審査請求人世帯の生活保護は停止されてはいたものの、審査請求人に対する老齢厚生年金及び被爆者健康管理手当の支給は継続され、長男については有限会社Eの給与収入が見込まれるなど、審査請求人の世帯において、職業相談利用に要する交通費を捻出することさえ困難な状況とまでは認められず、また、審査請求人に常時介護が必要な状態ではないことなどから、本件指導指示書1(1)アについては、客観的に実現不可能又は著しく困難である場合には当たらず、履行可能であると判断されるものである。

なお、本件指導指示の履行期間中には、B職安の年末年始の閉庁日6日（土日を含む。）を含んではいるが、20日間は開庁して業務が行われるものであることから、最低2回の職業相談の履行に影響を与えるほどのものではないものと考えられる。

(イ) 本件指導指示書1(1)イについて

前記(ア)の職業相談活動を行えば、求職者の状況や意向等を踏まえた職業（事業所）紹介・斡旋及び求人先と面接等仲介も相談員によって行われることとなり、履行期間中、2回以上は本件指導指示の活動が履行されることとなる。

また、求職活動は、求職情報誌、電話・インターネット等によっても可能であることから、求職者においてはこれらも活用し、自らの職歴や年齢、諸条件等を勘案して事業所を選定し、事業者へのアプローチ等が行われているものである。長男においても、本件指導指示以前に、求人情報誌を活用して求職活動を行い、応募・面接に至ったことを、処分庁に申告した実績を有していることから、本件指導指示書1(1)イについても、客観的に実現不可能又は著しく困難である場合には当たらず、履行可能であると判断されるものである。

(ウ) 本件指導指示書1(1)ウについて

保護停止中における助言指導等については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第11の3により、「保護停止中の被保護者についても、その状況の経過を把握し、必要と認められる場合は、生活の維持向上に関し適切な助

言指導を行なう等、所要の措置を講ずること。」とされている。

また、平成18年課長通知においては、「文書による指導指示後も、その履行状況の把握、必要な助言指導等を行い、ケース記録にその状況を記載する。」、また、「履行期限を定めた場合においては、履行期限が到来するまでの間、本人による履行の努力を求めるだけでなく、保護の実施機関においても積極的な援助と効果的な指導を行うことが求められる。」とされているところであり、処分庁はこれらに従って、長男に対して、求職状況について2回以上の報告を求める本件指導指示を行ったもので、その内容に違法又は不当な点は認められないものである。

また、処分庁においては、平成29年9月14日の長男に交付した指導指示書（以下「前回指導指示書」という。）による指導指示から保護の停止の決定、また、保護の停止の後においても審査請求人世帯の生活状況や経過の把握等を行いながら、必要な助言や（食料等の）支援に努めており、審査請求人及び長男もこれらに応じて報告等を行っていることがケース記録によりうかがわれることから、本件指導指示書1(1)ウについても、客観的に実現不可能又は著しく困難である場合には当たらず、履行可能であると判断されるものである。

(エ) 本件指導指示書1(2)について

長男は、前回指導指示書の指示事項の一つである「現在の就労先である有限会社Eの給与証明書（就職日から現在までのもの）を提出すること」に対して、平成29年10月19日に、平成29年4月から9月までの給与明細書を処分庁に提出して、指導指示を履行している。

その後、処分庁は、平成29年11月20日に家庭訪問面接を実施し、長男が有限会社Eで就労を継続していること等を確認した後に、ケース診断会議を開催し、本件指導指示を行うことを決定したもので、その内容は、前回指導指示書に対して長男が履行した、その後の就労先の給与証明書の提出を求めたものであることから、本件指導指示書1(2)については、客観的に実現不可能又は著しく困難である場合には当たらず、履行可能であると判断されるものである。

第3 審理員意見書の要旨

1 本件処分が違法又は不当であるか否かについて

(1) 本件指導指示について

ア 本件処分は、長男が本件指導指示に従わなかったとして行われたもので、平成30年3月1日付け保護廃止決定通知書の「廃止の理由」では、「法第27条指示違反により」とされているが、「法第27条指示」とは、一般的には法第27条第1項の規定による指導又は指示（以下「指導指示」という。）を指し、「生活保護法27条1項に基づく指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合には、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に同法62条3項に

基づく保護の廃止等をするのは違法となると解される……」（最高裁判所平成25年（受）第492号同26年10月23日第一小法廷判決）とされているところである。

したがって、本件指導指示の内容が「客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合」であれば、本件処分は違法であると解されることになる。

イ 本件指導指示の根拠と手続

指導指示は、法第27条第1項に基づき、局長通知や平成18年課長通知に従って行われるべきものであると認められるところ、本件においては、局長通知第11の2(1)ウや平成18年課長通知Ⅱ等に従い、平成28年6月2日付けの長男の世帯編入後、再三にわたり長男の求職指導、増収指導等に係る口頭での指導指示を繰り返すし、また、併せてケース診断会議を開催し、長男への指導指示内容等を検討するなどの手続を経た後、文書で指導指示が行われている。したがって、本件指導指示は、適正な根拠に基づき、適正な手続を経て行われたものと認められる。

ウ 長男の稼働能力等

(ア) 本件指導指示当時、長男は36歳であり、平成22年3月の交通事故による腰痛があると主張していたものの、現に有限会社Eで就労し、通院はしていなかったことが認められる。また、長男は、アルバイト、土産卸売業者、ホームセンターでの就労等複数の職歴がある。したがって、長男の年齢、病状、職歴等を勘案すると、長男には、一定程度の稼働能力があったと認められる。

(イ) 長男がその稼働能力を活用していたかについては、現に就労している者の稼働能力の活用状況が十分であるかについて示された、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「昭和38年課長通知」という。）第4問1の答に従うべきこととなるが、具体的には、①長男に稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思が長男にあるか否か、③長男が実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより判断することとされており（局長通知第4の1）、長男の稼働能力の活用状況については、次のとおりであると認められる。

① まず、長男の稼働能力の有無については、前記(ア)のとおりである。

② 次に、本件指導指示が行われた平成29年12月18日以前の長男の求職活動について見てみると、平成29年7月から11月までは求職活動をしていない。また、長男は、平成29年7月21日、事業参加申込書への押印を拒否し、さらに、平成29年8月28日及び29日並びに平成29年10月3日には、求職活動することを拒否する旨の発言をしている。

したがって、本件指導指示前の長男の求職活動の実施状況及び長男の発言に照らすと、前記(ア)で評価した長男の稼働能力を前提として真摯に求職活動を行っておらず、長男には稼働能力を活用する意思はなかったと言わざるを

得ない。

- ③ そして、平成29年度の広島県有効求人倍率は、受理地別で1.88倍、就業地別で1.75倍であり、労働市場においては、求人者数が求職者数を上回っていたものと認められる。加えて、本件指導指示当時、長男が応募できるような求人がなかったという主張及び客観的証拠等はない。

また、処分庁が審査請求人の通院先に行った審査請求人の病状調査に対する回答や、審査請求人の通院回数が月3～5回程度であることからすると、長男の就労が、審査請求人の介護によって阻害されるとまではいえないと認められる。

したがって、前記(ア)で評価した長男の稼働能力を前提とすると、長男は就労の場を得ることは可能であったと認められる。

- (ウ) すなわち、長男については、稼働能力を有しながら、それを活用しておらず、本件は、平成18年課長通知Ⅱ3(2)の「傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース」に該当すると認められる。

エ 本件指導指示の内容

本件指導指示の内容に鑑みると、長男の稼働能力等に照らして、「客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合」に当たらないことは、明らかである。

なお、法第4条第1項及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第4に照らすと、長男は、その稼働能力を活用する義務があり、そのためになされた本件指導指示の内容は、不当ともいえない。

(2) 本件処分について

- ア(ア) 本件指導指示から本件指導指示の履行期限までの約1か月の間に、長男は、処分庁に求職活動の状況を2回報告しており、本件指導指示書1(1)ウの「指示事項・内容」には従ったといえるものの、公共職業安定所の職業相談をした回数及び応募又は面接をした回数は、共に1回であることから、長男は、本件指導指示書1(1)ア及びイの「指示事項・内容」に従ったということとはできない。

- (イ) さらに、本件指導指示書1(2)の「指示事項・内容」は、平成29年10月、11月及び12月の有限会社Eの給与明細の提出を求めるものであったが、平成29年10月及び12月の給与明細は、提出されていない。

- (ウ) よって、長男は、本件指導指示書の「指示事項・内容」を全く履行していないわけではないが、一部を履行したとしても、そのことにより、本件指導指示を履行したと認められるものではない。

- イ 昭和38年課長通知第11問1の答2では、「1（審査会注：同答1を指す。）によることが適当でない場合は保護を停止することとし、……。なお、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面によ

る指導指示を行なうこととし、これによってもなお従わない場合は、……保護を廃止すること。」としているところ、本件処分は、昭和38年課長通知第11問1の答2に沿って行われているものと認められる。

ウ なお、長男は、審査請求人だけでも保護を継続してほしいとの趣旨の主張をしているところ、局長通知第1の2(1)には、「世帯員のうちに、稼働能力があるにもかかわらず収入を得るための努力をしない等保護の要件を欠く者があるが、他の世帯員が真にやむを得ない事情によって保護を要する状態にある場合」は、世帯分離して差し支えないとされており、審査請求人の世帯について、この記述に基づき世帯分離して、審査請求人のみ保護を継続することも考えられる。

しかし、本件については、世帯分離した場合の1か月における審査請求人の最低生活費は〇円と認定されるのに対して、収入充当額は〇円であるため、支給される生活扶助費はその差額の〇円であり、世帯分離せず長男が稼働能力を活用すれば、世帯自立の可能性が高いと認められること等を総合的に勘案した結果、局長通知第1の2(1)の「真にやむを得ない事情」に該当しないとして、世帯分離しないこととした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

エ したがって、本件処分に違法又は不当な点はない。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、長男は本件指導指示にできるだけ従ったと主張するが、前記(2)アのとおり、長男は本件指導指示に従ったとは言えず、金銭的・体力的に勘案すべき特別の事情も認められない。

イ また、審査請求人は、長男が審査請求人の介護のために時間を割く必要があったことを処分庁が勘案しなかったと主張するが、審査請求人の介護の必要性については、前記(1)ウ(イ)③のとおりであり、長男が本件指導指示書1(1)ア又はイの「指示事項・内容」に従った求職活動ができなくなるものであるとまではいえない。

ウ 審査請求人は、生活が困窮しているなどと主張するが、本件処分は、長男が本件指導指示に従わなかった結果行われたものであるから、審査請求人のこの主張は、失当である。

エ したがって、これらの審査請求人の主張に理由はない。

2 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求には、理由がない。よって、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

- 1 審査庁から審査会へ諮問（令和2年7月8日）
- 2 第1回審議（令和3年7月26日）

本件審査請求に係る審議を行った。

3 第2回審議（令和3年9月17日）

- (1) 本件審査請求に係る審議を行った。
- (2) 行審法第81条第3項の規定により準用する行審法第74条の規定による調査権限の行使が必要と認められたため、行政不服審査法施行条例（平成28年広島県条例第2号）第10条第6項の規定により、当該調査を行うための決議を行った。

4 第3回審議（令和3年10月14日）

- (1) 審査庁から前記3(2)の調査に対して、前記第2の2(3)のとおり回答があったため、当該回答について、審査会事務局から委員に対して報告を行った。
- (2) 前記(1)において審査庁から提出された回答書を踏まえ、本件処分に係る審議を行った。

5 第4回審議（令和3年12月2日）

答申案を検討し、一部修正後、答申を決議した。

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

- (1) 法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定され、法第27条第1項には、「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。」と規定されている。また、法第62条第1項には、「被保護者は、保護の実施機関が、……第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」と規定され、同条第3項には、「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」と規定されている。
- (2) 保護の実施に関しては、次官通知、局長通知、昭和38年課長通知等が発出されているところ、次官通知、局長通知及び昭和38年課長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準とされている。
- (3) 稼働能力の活用について、次官通知第4には、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と定められている。

局長通知第4の1には、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」と定められている。

昭和38年課長通知第4には、問1の「現に就労している者の稼働能力の活用状況

が十分であるか否かについては、どのように判断したら良いのか。」について、その答で「局長通知第4で示した稼働能力の活用についての判断基準は、現に就労している者についても当てはまるものである。」と定められている。

- (4) また、法第27条の規定による指導指示について、局長知第11の2(1)には、「現に就労の機会を得ていながら、本人の稼働能力、同種の就労者の収入状況等からみて、十分な収入を得ているものとは認めがたいとき」等は、「必要に応じて法第27条による指導指示を行なうこと。」と定められている。

平成18年課長通知Ⅱ3(2)には、稼働能力のある者に対する指導指示について、「傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース」については、「ア 適職がない等を理由に稼働しないものについては、稼働能力を活用するために誠実に求職活動等をしているかどうか、日雇い等で仕事の不安定を理由に稼働が不十分なものについては、稼働能力を活用するために誠実に稼働しているか、又は能力活用が不十分かどうかをケース診断会議等において判定する。この場合、年齢、能力、健康状態及び地域における雇用の状況等を総合的に判断する。」「イ アの結果、能力活用していないか又は不十分な場合、口頭による就労指導を行う。その際、被保護者の権利義務について十分説明する。なお、口頭指導によっても十分に稼働能力を活用しない場合には法第27条に基づく文書による指導指示を行う。」と定められている。

- (5) 以上の法令等の規定を前提に、本件処分が違法又は不当であるかについて2以下で検討する。

2 理由

(1) 本件指導指示について

本件処分は、長男が本件指導指示に従わなかったとして行われたものであるところ、「生活保護法27条1項に基づく指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合には、当該指導又は指示に従わなかったことを理由に同法62条3項に基づく保護の廃止等を行うことは違法となると解される……」（最高裁判所平成25年（受）第492号同26年10月23日第一小法廷判決）とされていることから、本件指導指示の内容が「客観的に実現不可能又は著しく実現困難」である場合には、本件処分は違法であると解されるということが出来る。

(2) 長男の稼働能力及びその活用等について

ア 長男の稼働能力について

本件指導指示当時、長男は36歳で、交通事故による腰痛があるとの主張があるものの、有限会社Eで就労し、通院はしておらず、また、複数の職歴があることから、長男の年齢、病状、職歴等を勘案すると、長男には、一定程度の稼働能力があったものと認められる。

イ 長男の稼働能力の活用について

長男がその稼働能力を活用していたか否かについては、昭和38年課長通知第4問1の答に基づき、具体的には、①長男に稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思が長男にあるか否か、③長男が実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かにより判断することとされている。

(ア) 長男の稼働能力があるか否かについては、前記アのとおり、稼働能力を有しているものと認められる。

(イ) 長男に稼働能力を活用する意思があるか否かについては、本件指導指示前の長男の求職活動の実施状況や長男の発言からは、長男の稼働能力を前提として真摯に求職活動を行っているとはいえ、活用する意思があるということとはできないと認められる。

(ウ) 長男が稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かについては、平成29年度の広島県有効求人倍率から、求人者数が求職者数を上回っており、また、本件指導指示当時、長男が応募できるような求人がなかったという客観的証拠等はないものと認められる。

また、処分庁が審査請求人の通院先に行った病状調査から、長男の就労が、審査請求人の介護によって阻害されるとまではいえないと認められる。

(エ) よって、長男は、稼働能力を有しているが、活用しておらず、本件は、平成18年課長通知Ⅱ3「稼働能力のある者に対する指導指示」の(2)「傷病以外の理由で稼働能力を活用していないか、又は稼働が不十分なケース」に該当すると認められる。

(3) 本件指導指示の内容について

本件指導指示書及び前記第2の2(3)の審査庁の回答書によると、本件指導指示の内容は、本件指導指示書の手交日から履行期限日までの期間である、平成29年12月18日から平成30年1月19日までの間において、2回以上公共職業安定所の職業相談を受けること、原則週1回以上求人先への応募を行う又は求人先の面接を受けること、求職状況について2回以上処分庁に報告等を行うこと、有限会社Eの給与証明書を提出すること、というものであった。

前記第2の2(3)イの指摘の事由及び前記(2)のとおり、長男が一定程度の稼働能力を有していたと認められること等からすると、本件指導指示の内容は、「客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合」に該当するということはできず、本件指導指示に、違法又は不当な点があるとは認められない。

(4) 本件処分について

ア 本件処分は、長男が本件指導指示に従わなかったとして行われたものであるところ、この点については、次のとおりである。

(ア) 本件指導指示書1(1)ア及びイの「指示事項・内容」について

長男が処分庁に提出した求職活動状況・収入申告書によると、平成29年12月18日から平成30年1月19日までの間に、長男が公共職業安定所の職業相談を行った回数は1回、応募又は面接を行った回数は1回となっている。よって、長男は、本件指導指示書1(1)ア及びイの指示事項・内容には従ったということとはできない。

(イ) 本件指導指示書1(1)ウの「指示事項・内容」について

平成29年12月18日から平成30年1月19日までの間に、長男は、処分庁に求職活動の状況を2回報告しており、本件指導指示書1(1)ウの指示事項・内容に従ったということができる。

(ウ) 本件指導指示書1(2)の「指示事項・内容」について

平成29年10月、11月及び12月の有限会社Eの給与明細の提出を求めるものであったが、平成29年10月及び12月の給与明細は、提出されていないことが認められる。

イ 以上のことから、長男は、本件指導指示書の「指示事項・内容」について、全く履行していないわけではないが、一部を履行したとしても、そのことにより、本件指導指示を履行したと認められるものではない。

よって、長男が本件指導指示に従わなかったとして行われた本件処分は違法又は不当であるとはいえない。

3 結論

以上のとおりであるから、本件処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当である。

よって第1のとおり答申する。

広島県行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	田 中	聡 子
委員	近 藤	い ず み
委員	折 橋	洋 介

※ 行政不服審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申の内容を公表するものとされているが（行審法第81条第3項で準用する同法第79条）、本件答申書には、審査請求人の個人情報等、一般に公表することが適当でない部分が含まれるため、答申書そのものではなく、「答申の内容」を公表するものとする。